

宇都宮市土地区画整理事業補助金等交付要綱

〔昭和 42 年 2 月 10 日〕
〔 告 示 第 13 号 〕

(趣旨)

第 1 条 市の交付する土地区画整理事業補助金(以下「事業補助金」という。), 土地区画整理準備補助金(以下「準備補助金」という。)及び土地区画整理事業資金利子補給金(以下「利子補給金」という。)については, 宇都宮市補助金等交付規則(昭和 41 年規則第 22 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか, この要綱の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この要綱は, 市が定める「宇都宮市立地適正化計画」における居住誘導区域において, 土地区画整理事業を活用した公共施設整備に要する費用の一部を補助することにより, 居住誘導区域内における地域特性に応じた都市機能(誘導施設に限らない)や地域コミュニティの維持・形成に向けた居住の誘導を促進し, 将来にわたり持続可能な「ネットワーク型コンパクトシティ」の実現に寄与することを目的とする。

(補助対象者)

第 3 条 事業補助金及び利子補給金の交付を受けることのできる者は, 居住誘導区域において, 土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号。以下「法」という。)第 2 条第 1 項に規定する土地区画整理事業を施行しようとする, 法第 3 条第 1 項に規定する個人施行者, 法第 3 条第 2 項に規定する土地区画整理組合及び法第 3 条第 3 項に規定する区画整理会社とし, 次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 土地区画整理事業の施行地区において基盤整備に係る他の補助を受けていないこと

(2) 市税を滞納していないこと

2 準備補助金を受けることのできる者は, 居住誘導区域において, 第 2 条第 1 項に規定する土地区画整理事業を検討するものとし, 次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 土地区画整理事業の施行地区において基盤整備に係る他の補助を受けていないこと

(2) 市税を滞納していないこと

(3) 申請時において地権者の 3 分の 2 の同意を得ていること

(4) 個人施行を予定する地区については, 事業の実施に際して地権者全員の同意が見込めること

(補助対象区域)

第4条 補助の対象となる区域は、居住誘導区域内とする。

(補助対象事業)

第5条 補助の対象となる事業は、前条の補助対象区域において、第2条第1項に規定する土地区画整理事業のうち、法第4条、第14条、第51条の2の規定により定める事業計画の施行地区の面積が、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

(1) 0.5ヘクタール以上の事業

ただし、市長が認める場合はこの限りではない。

(2) 高次都市機能誘導区域においては、指定容積率による換算事業面積が0.5ヘクタール以上の事業(指定容積率による換算事業面積=事業面積×指定容積率 ≥ 0.5ヘクタール)

(補助対象施設)

第6条 補助金の対象となる施設は、法第6条の規定に基づく事業計画において定める健全な市街地を造成するために必要な道路や公園などの公共施設とし、市の管理に帰属するものとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、次に掲げる費目ごとに定める。

1 準備補助金の額は、予算の範囲内で市長が定めるものとする。なお、認可申請図書作成等に係る費用に2分の1を乗じた額とし、上限額を1ヘクタールあたり77万円とする。

2 事業補助金の額は、道路、公園などの公共施設整備に係る工事費に3分の1を乗じた額(1,000円未満の端数があるときは、端数を切り捨てるものとする。)を限度とする。なお、都市機能誘導施設や都市活動支援施設が充足していないエリアにおいて、都市機能誘導施設等が立地する区画を整備する場合は、2分の1を乗じた額を限度とする。

(事前協議書の提出)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、申出の1か月前までに、事前協議書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、事前協議書の提出を受けたときは、事前協議書受理通知書により申請者に通知するものとする。

(事業補助金及び準備補助金の交付申請)

第9条 申請者は、次に掲げる書類を添えて、補助金交付申請書を市長の定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収入支出の予算（全体事業及び当該年度申請部分の資金計画書）
- (3) 交付を受けようとする補助金の算出の基礎
- (4) 工事の施行に当たって、実施計画書（位置図及び配置図）
- (5) 法人登記簿謄本（個人の場合は営業証明書）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第10条 市長は、前条の規定により補助金交付申請書が提出されたときは、速やかに該当申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、その結果を交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

（交付申請の変更等）

第11条 申請者は、第9条に規定する補助金交付申請書の内容を変更又は中止しようとするときは、補助金交付申請変更・中止届出書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に基づく申請のあった際には、その申請内容を審査するとともに交付決定変更通知額を定め、補助金等変更交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

（事業着手届及び完了届）

第12条 補助金の交付決定を受けた者が、当該補助金交付対象事業に着手したときは、速やかに補助金交付対象事業着手・完了届により市長に報告しなければならない。また、当該補助金交付対象事業を完了したときも同様とする。

（事業補助金及び準備補助金の実績報告）

第13条 申請者は、当該年度申請分の工事等が完了したときは、完了した日から起算して15日を経過した日又は補助金交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までに、次に掲げる書類を添えて、実績報告書及び収支決裁書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、当該期日を延長することができる。

- (1) 竣工図及び整備前後の写真
- (2) 工事請負契約書の写し
- (3) 領収証書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付額の確定）

第14条 市長は、実績報告書の提出を受けたときは、速やかにその内容を精査

し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、補助金の交付額の確定をしなければならない。

- 2 市長は、補助金の交付額を確定したときは、補助金確定通知書（以下「確定通知書」という。）により、申請者に対し交付額の確定について通知するものとする。

（補助金の請求）

第15条 確定通知書の送付を受けた申請者は、速やかに市長に補助金交付請求書を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求に基づき補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第16条 市長は、申請者が申請兼実績報告書及びその添付書類の内容に虚偽があったと認めたときは、補助金の交付決定及び交付額の確定を取り消すものとする。

- 2 市長は、前項の規定による取消を行った場合は、交付決定取消通知書により、申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第17条 市長は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、当該取消しに係る補助金の返還を命じるものとする。

（利子補給の交付対象）

第18条 市は、事業補助金の交付決定を受けたものに対し利子補給金を交付するものとする。

（利子補給の対象となる資金）

第19条 前条の利子補給の対象となる資金は、法第16条の規定に基づく事業計画に定められた資金計画において、支出に充てられるべき保留地処分金に対する借入金とし、その限度額は、当該保留地処分金の額の3分の1に相当する額とする。

- 2 前項の借入金について、分割借入れをした場合には、当該分割借入金の合計額をもって借入金の総額とする。

（利子補給率及び期間）

第20条 利子補給の対象になる資金の利子補給率は、年5パーセント以内とし、利子補給期間は、2年以内とする。

- 2 利子補給の起算日は、当初借入契約を締結した日とする。

(利子補給金の交付申請)

第 2 1 条 利子補給金の交付を受けようとする組合は, 利子補給金交付申請書に次に掲げる書類を添付して, これを市長に提出しなければならない。

- (1) 規則第 5 条第 2 項の規定による補助金等交付決定通知書の謄本
- (2) 収支予算書
- (3) 資金借入契約書又は借用証書等の謄本
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補則)

第 2 2 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は, 別に定める。

附 則

この要綱は, 公布の日から施行する。

改正文 (昭和 45 年 10 月 27 日告示第 213 号) 抄

市街化区域の決定の日 (昭和 45 年 10 月 1 日) から適用する。

改正文 (昭和 46 年 6 月 21 日告示第 114 号) 抄

昭和 46 年度の補助金等から適用し, 宇都宮市土地区画整理事業資金利子補給金交付要綱 (昭和 45 年告示第 214 号) は, 廃止する。

改正文 (昭和 50 年 9 月 5 日規則第 175 号) 抄

昭和 50 年 9 月 1 日から適用する。

改正文 (昭和 55 年 7 月 23 日告示第 158 号) 抄

昭和 55 年度から適用する。

改定文 (令和 6 年 10 月 1 日告示第 332-5 号)

令和 6 年 10 月 1 日から適用する。